

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4(2022)年 6月 17日

(宛先) 松本市長 臥雲 義尚 様

提出者

住 所

松本市南原二丁目20番4号

氏 名

丸善土木株式会社

代表取締役 伊藤 浩一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

0263-25-5585

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	丸善土木株式会社
事業場の所在地	松本市南原二丁目20番4号
計画期間	令和4(2022)4月1日～令和5(2023)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06.総合建設業														
②事業の規模	完成工事高 ¥609,643,834.-														
③従業員数	19人														
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="0"> <tr> <td>「がれき類」</td> <td>中間処理施設にて破碎処理後再生化(再生砕石)</td> </tr> <tr> <td>「木くず」</td> <td>中間処理施設にて破碎処理後再生化 (セメント原料又は木質燃料チップ)</td> </tr> <tr> <td>「混合廃棄物」</td> <td>中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理</td> </tr> <tr> <td>「廃プラスチック類」</td> <td>中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理</td> </tr> <tr> <td>「廃油」</td> <td>中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理</td> </tr> <tr> <td>「建設汚泥」</td> <td>中間処理施設にて乾燥・固化・破碎後再生化(改良土)</td> </tr> <tr> <td>「金属くず」</td> <td>中間処理施設にて切断・圧縮再生化</td> </tr> </table>	「がれき類」	中間処理施設にて破碎処理後再生化(再生砕石)	「木くず」	中間処理施設にて破碎処理後再生化 (セメント原料又は木質燃料チップ)	「混合廃棄物」	中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理	「廃プラスチック類」	中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理	「廃油」	中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理	「建設汚泥」	中間処理施設にて乾燥・固化・破碎後再生化(改良土)	「金属くず」	中間処理施設にて切断・圧縮再生化
「がれき類」	中間処理施設にて破碎処理後再生化(再生砕石)														
「木くず」	中間処理施設にて破碎処理後再生化 (セメント原料又は木質燃料チップ)														
「混合廃棄物」	中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理														
「廃プラスチック類」	中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理														
「廃油」	中間処理施設にて焼却後管理型埋立処理														
「建設汚泥」	中間処理施設にて乾燥・固化・破碎後再生化(改良土)														
「金属くず」	中間処理施設にて切断・圧縮再生化														

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括管理責任者・・・廃棄物処理の方針策定、各種事項決定、承認等
現場代表責任者・・・社員に対する教育・啓発
廃棄物担当者・・・廃棄物処理計画の作成・監督官庁への報告等

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3（2021）年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 各工事現場から発生する産業廃棄物は、主にながれき類（アスファルト塊・コンクリート塊）である。これらの発生量は、受注及び工事内容により増減がある。混合廃棄物に関しては、分別の徹底を促進している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底を促進し、再生材使用を促進する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、混合廃棄物、廃油、金属くずに分けて分別をする
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物の分別を徹底するように啓発活動を行う

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3(2021)年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【令和4(2022)】年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

(単位：t)

「実績」欄：前年度産業廃棄物排出量

「計画」欄：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量 (※)		自ら再生利用を行なった(行う)量		自ら行う中間処理				処理の委託に関する事項											
					自ら熱回収を行なった(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行う)量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行なった後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)		中間処理後、有効利用されている場合の委託量(委託先から別の業者に売却等される場合を含む。)		認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭			
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
法律	1 燃え殻																			
	2 汚泥																			
	3 廃油	0.18	0.10									0.18	0.10	0.18	0.10	0.18	0.10			
	4 廃酸																			
	5 廃アルカリ																			
	6 廃プラスチック類	3.42	3.00									3.42	3.00	0.21	0.00	3.21	3.00			
政令	1 紙くず																			
	2 木くず	4.33									4.33		0.67		3.66					
	3 繊維くず																			
	4 動植物性残さ																			
	5 ゴムくず																			
	6 金属くず	5.09	5.00								5.09	5.00	0	0.00	5.09	5.00				
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.41									0.41		0		0.41					
	8 鉱さい																			
	9 がれき類	4,964.25	1,488.90								4,964.25	1,488.90	3,657.89	0.00	1,306.36	1,488.90				
	10 家畜ふん尿																			
	11 家畜の死体																			
	12 動物系固形不要物																			
	13 ばいじん																			
	14 処分するために処理したもの																			
安定型建設混合廃棄物	5.29									5.29		5.29								
管理型建設混合廃棄物	3.04	3.00								3.04	3.00	3.04	3.00	3.00	3.00					
合計	4,986.01	1,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,986.01	1,500.00	3,667.28	3.10	1,318.91	1,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

※ 総排出量=自ら再生利用を行なった(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行う)量+全処理委託量

【記載方法】

- ・産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績(現状)の量を、右側に本年度計画(目標)の量を、それぞれ記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行なった(行う)量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行う)量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。